

笠岡市 軽自動車税

商品であって使用しない中古軽自動車等の 課税免除の手引き

(注意)

これは、課税が笠岡市である車両（＝車検証等の「使用の本拠地」欄に記載してある所在地が 笠岡市 である車両）の手引きです。

中古自動車販売業者（古物営業法台条第1項の規定により公安委員会の許可を受けているものに限る）が、申請年度の前年4月2日以降に取得し、申請年度4月1日現在において商品として所有し、かつ、展示しているもので販売を目的としている中古自動車等については、一定の要件を満たせば商品用軽自動車等として軽自動車税の課税免除を受けることができます。ただし、申請事項に虚偽の申請をした業者は、課税免除を受けることができない場合もあります。

1 対象車種

車種	排気量
軽四輪車	
軽三輪車	
二輪の小型自動車	250cc超
軽自二輪	125cc超250cc以下

2 対象車種及び車両に対する要件

対象車種及び車両に対する要件

- 申請年度の前年4月2日以降に取得し、申請年度4月1日現在において商品車として所有していること。
- 下取り又は買い取られた中古軽自動車等（新車登録を除く）。
- 在庫商品として古物台帳に記載し展示・販売しているものであること。
- 申請年度4月1日現在において、所有者・使用者とも課税免除申請をしようとする中古自動車販売業者の名称と一致していること。
- 中古車販売業者が、取得後に新規検査又は継続検査を受けていないものであること。
- 取得時の走行距離と申請年度4月1日現在の走行距離の差が50km以内であること。
- 車両の用途が、次のようなものでないこと。
 - ① 貸付を目的とする車（リース車・レンタカー等）
 - ② 試乗又は回送のために使用する車
 - ③ 代用車（代車）
 - ④ 所有者と使用者が異なるもの
 - ⑤ 社用車
 - ⑥ 営業用登録車等

中古販売業者に対する要件

- 申請時において、市税を完納している業者
- 県公安委員会登録の古物営業法第3条第1項の許可業者

3 申請（上記1・2の要件をすべて満たしていること）

- 受付期間・・・4月1日～4月10日（休業日の場合は、翌開庁日）

※締め切り厳守

- 提出先・・・〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

笠岡市役所 総務部 税務課 市民税係

4 課税免除額

全 額

5 提出書類

- ・笠岡市軽自動車税課税免除申請書（笠岡市役所総務部税務課にて配布）
- ・「古物商許可証」の写し
- ・「自動車検査証」及び「自動車検査証記録事項」又は「軽自動車届出済証」の写し（申請年度4月1日現在のもの）
- ・古物台帳の写し（取得時走行距離記載のもの）
- ・展示状態の写真（車両番号標が確認できるもの）及び賦課期日現在の走行距離数がわかる写真

6 現地調査

随時調査を行います。

7 決定

課税免除の申請があったものについて、審査をし、課税免除の適否を決定します。課税免除の要件に該当する場合は「課税免除決定通知書」により、非該当の場合は「課税免除却下通知書」により申請者に通知します。

8 取り消し

課税免除決定を受けた者について、課税免除の要件に該当しない事実が判明したときは、課税免除を取り消し、「課税免除取消通知書」により申請者に通知します。

9 注意事項

課税免除を受けようとする車両は、必ず古物台帳に取得時の走行距離を記入してください。記入が無い場合、課税免除は受けられませんのでご注意ください。

10 問合せ先

- ・笠岡市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL0865-69-2116